



本訴事件 平成27年(ワ)第9715号 損害賠償等請求事件

反訴事件 平成28年(ワ)第9253号 損害賠償請求反訴事件

本訴原告・反訴被告 学校法人大阪経済大学

本訴被告・反訴原告 吉井康雄

## 第6準備書面

平成29年1月10日

大阪地方裁判所第24民事部合議2係御中

本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士 神田知宏



第1 本訴被告準備書面(10)に対する認否

1 第4について

主張立証責任の所在を争う。

名誉権侵害の違法性阻却事由について、主張立証責任は本訴被告にある。

第2 本訴被告準備書面(11)に対する認否

1 1(1)(2)について

本訴被告が組織的パワハラだと指摘している事実(第5準備書面, 第2-1で指摘した3つの事実)とは、直接の関係がない事実関係である。

2 1(3)について

本訴被告を含む教員・事務職員へのパワハラ、との事実を従前のおり否認する。

3 1 (4) について

事実をもって立証し、組織的パワハラが存在を否定すべき、との主張を争う。  
違法性阻却事由の立証責任は本訴被告にある。

4 2 について

組織的な不正行為、パワハラ、との事実を従前のおり否認する。

5 3 について

組織的な不正行為、パワハラ、との事実を従前のおり否認する。

「それぞれの不法行為に全員が共同で関与していたと考えるのは不自然である」との主張（P 6）を援用する。

7名の故意における共同不法行為が成立する、との主張を争う。

本訴被告が組織的パワハラだと指摘している事実（第5準備書面、第2-1で指摘した3つの事実）が公共の利害に関する事実であるとの評価を従前のおり争う。

6 4 について

争う。

以上